

# ○盛岡・紫波地区環境施設組合行政手続条例

平成8年10月2日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意志決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(処分、行政指導及び届出に関する手続等)

第2条 処分、行政指導及び届出に関する手続等については、矢巾町行政手続条例（平成8年矢巾町条例第12号）の例による。

附 則

この条例は、平成8年11月1日から施行する。